

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に係る公表事項

令和3年8月
消費者庁

1. 採用した職員に占める女性職員の割合

消費者庁において、令和2年1月1日～令和2年12月31日の間に採用した職員に係る男女の割合については以下のとおり。

		男性割合	女性割合
常勤職員	任期付職員・官民交流採用職員	50.0%	50.0%
	上記以外の職員（国家公務員採用試験からの採用者）	50.0%	50.0%
	小計	50.0%	50.0%
非常勤職員	期間業務職員	2.0%	98.0%
	政策調査員等	37.0%	63.0%
	小計	16.7%	83.3%
合計		21.8%	78.2%

平成27年12月25日に閣議決定された「第4次男女共同参画基本計画」においては、国家公務員採用試験からの採用者に占める女性の割合について、その成果目標を「30%以上」としている。

なお、消費者庁における過去4年間の国家公務員採用試験からの採用者に占める男性の割合と女性の合計の割合については以下のとおり。

	男性割合	女性割合
平成31年1月1日～令和元年12月31日の間	40.9%	59.1%
平成30年1月1日～同年12月31日の間	63.6%	36.4%
平成29年1月1日～同年12月31日の間	70.0%	30.0%
平成28年1月1日～同年12月31日の間	28.6%	71.4%

2. 職員（任期の定めのない職員に限る。）の離職率の男女の差異

令和2年1月1日～令和2年12月31日の間の離職率については男性0.0%、女性2.1%となった。

	男性割合	女性割合
平成31年1月1日～令和元年12月31日の間	0.5%	0.9%
平成30年1月1日～同年12月31日の間	0.5%	1.2%
平成29年1月1日～同年12月31日の間	0.0%	0.0%
平成28年1月1日～同年12月31日の間	0.0%	0.0%

3. 職員（超過勤務手当が支給されない職員、非常勤職員及び臨時的に任用された職員を除く。）一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて勤務した時間並びにその指揮命令の下に労働させる派遣労働者一人当たりの一月当たりの時間外労働及び休日労働の合計時間

令和2年1月1日～令和2年12月31日における、職員1人当たりの平均超過勤務時間数（1月当たり平均）は26.5時間であった。

なお、消費者庁においては、派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。）はいない。

	平均超過勤務時間数 （1月当たり平均）
平成31年1月1日～令和元年12月31日の間	26.9時間
平成30年1月1日～同年12月31日の間	30.5時間
平成29年1月1日～同年12月31日の間	28.2時間
平成28年1月1日～同年12月31日の間	33.6時間

4. 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合（令和2年7月1日時点。管理的地位にある職員に占める女性職員の割合も含む。）

各役職段階	女性割合
係長相当職	39.3%
課長補佐相当職	29.6%
課室長相当職	7.1%
指定職相当	16.7%

} 管理的地位にある
職員の女性割合
8.8%

「第4次男女共同参画基本計画」における国家公務員の各役職段階に占める女性の割合の成果目標はそれぞれ、「係長相当職：30%」、「課長補佐相当職等：12%」、「課室長相当職：7%」、「指定職相当：5%」（いずれも令和2年度末までの目標）。

5. 男女別の育児休業取得率

消費者庁において、令和2年度における国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号）第3条の規定に基づく育児休業の男女別取得率は以下のとおり。

		男性	女性
常勤職員	任期付職員・官民交流採用職員	該当者なし	該当者なし
	上記以外の職員	40.0%	該当者なし
	小計	40.0%	該当者なし
非常勤職員	期間業務職員	該当者なし	100%
	政策調査員等	該当者なし	該当者なし
	小計	該当者なし	100%
合計		40.0%	100%

また、男性の育児休業取得期間は、5日以上2週間未満が50%、2週間以上1月未満が50%。

なお、消費者庁における過去4年間の育児休業の男女別取得率は以下のとおり。

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)
男性	28.6%	33.3%	40.0%	0.0%
女性	100%	100%	100%	100%

6. 男性職員の配偶者出産休暇又は育児参加のための休暇取得率

消費者庁において、令和2年度における人事院規則15-14（職員の勤務時間、休日及び休暇）第22条第1項第9号及び第10号のいわゆる配偶者出産休暇又は育児参加のための休暇を取得した割合は以下のとおり。

		配偶者出産 休暇	育児参加の ための休暇
常勤職員	任期付職員・官民交流採用職員	該当者なし	該当者なし
	上記以外の職員	100%	100%
	合計 (平均取得日数)	100% (1.8日)	100% (4.6日)

また、「男の産休」5日以上使用率（配偶者出産休暇（2日）又は育児参加のための休暇（5日）を合計5日以上使用した男性職員の割合）は、100%（配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇の両休暇を使用した場合、育児参加のための休暇のみを使用した場合のいずれも含まれる。）。

なお、消費者庁における過去4年間の配偶者出産休暇又は育児参加のための休暇の取得率及び平均取得日数は以下のとおり。

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)
配偶者出産休暇 (平均取得日数)	100% (2.0日)	83.3% (1.7日)	80.0% (1.9日)	71.4% (1.4日)
育児参加のための休暇 (平均取得日数)	75.0% (5.0日)	83.3% (2.5日)	100% (4.0日)	85.7% (4.4日)

7. 職員に占める女性職員の割合及びその指揮命令の下に労働させる派遣労働者に占める女性労働者の割合（令和2年7月1日時点）

		男性割合	女性割合
常勤職員	任期付職員・官民交流採用職員	55.8%	44.2%
	上記以外の職員	65.6%	34.4%
	小計	64.2%	35.8%
非常勤職員	期間業務職員	2.7%	97.3%
	政策調査員等	26.7%	73.3%
	小計	17.4%	82.6%
合計		48.2%	51.8%

※消費者庁では派遣労働者はいない。

8. 年次休暇取得率

令和2年1月1日～令和2年12月31日の間に、消費者庁における年次休暇取得率等は以下のとおり。

年次休暇取得率	年次休暇取得日数 (職員の平均)	1年の年次休暇を40日と仮定した場合の、 左欄の年次休暇の取得率
99.7%	11.3日	28.2%

なお、過去4年の年次休暇取得率は、それぞれ以下のとおり。

	年次休暇日数（職員の平均）
平成31年1月1日～令和元年12月31日の間	11.9日（29.6%）
平成30年1月1日～同年12月31日の間	12.3日（30.8%）
平成29年1月1日～同年12月31日の間	14.0日（35.0%）
平成28年1月1日～同年12月31日の間	13.0日（33.0%）

9. 中途採用の男女別の実績

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年 (令和元年)	令和 2 年
男性	2 名	0 名	0 名	0 名	3 名
女性	2 名	0 名	0 名	0 名	0 名

(以 上)